

■「全額免除・一部納付」などと「未納」は異なります

		老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間)
		受給資格期間	年金額に計算 ※2	
全額免除		○ 入ります	○ 1/2 (1/3)	○ 入ります
一部 納付 ※1	1/4納付	○ 入ります	○ 5/8 (1/2)	○ 入ります
	半額納付	○ 入ります	○ 6/8 (2/3)	○ 入ります
	3/4納付	○ 入ります	○ 7/8(5/6)	○ 入ります
若年者納付猶予 学生納付特例		○ 入ります	× されません	○ 入ります
未納		× 入りません	× されません	× 入りません

※1 一部納付については、一部納付保険料を納付していることが必要です。

※2 かつこ内は平成21年3月以前の免除期間の割合です。平成24年4月以降は、6月12日現在国会で審議中の法律が成立した場合に適用されます。

■保険料の追納

保険料免除などの期間があると、全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなりますが、10年以内であれば、古い期間から順に後から納付(追納)して満額の年金に近づけることができます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。



■免除の承認を受けた年度の保険料を平成24年度に追納する場合

平成21年度以前の保険料に加算額が上乗せされます。若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間の追納額は全額免除欄と同じです。

	いずれも月額			
	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成14年度の月分	14,940円	—	7,470円	—
平成15年度の月分	14,720円	—	7,360円	—
平成16年度の月分	14,510円	—	7,260円	—
平成17年度の月分	14,560円	—	7,280円	—
平成18年度の月分	14,610円	10,950円	7,300円	3,650円
平成19年度の月分	14,640円	10,970円	7,320円	3,650円
平成20年度の月分	14,760円	11,070円	7,370円	3,690円
平成21年度の月分	14,840円	11,120円	7,420円	3,700円
平成22年度の月分	15,100円	11,320円	7,550円	3,770円
平成23年度の月分	15,020円	11,260円	7,510円	3,750円

■高齢任意加入制度とは

60歳までに25年の受給資格期間を満たしておらず、老齢基礎年金の受給資格がない人は、任意加入することにより受給資格を得ることがあります。また、40年(480カ月)の納付済み期間がないため老齢基礎年金を満額受け取れない場合は、受給額を満額もしくは満額に近づけることもできます。

申請先 津年金事務所または保険年金課、各総合支所市民福祉課(市民課)

持参するもの 年金手帳または基礎年金番号通知書、通帳、金融機関届け出印

■付加保険料とは

付加保険料とは、老齢基礎年金の額を増やすために、国民年金の第1号被保険者(任意加入者を含む)が定額の保険料に月額400円を上乗せして支払う保険料です。付加年金の受給額は200円×払い込み月数になります。

例えば10年間付加保険料を納めると

$$200円 \times 12月 \times 10年 = 24,000円(年額)$$

の金額が上乗せされて受け取れます。

ただし、保険料の免除、猶予を受けている人や国民年金基金の加入者は納められません。

国民年金の納付は便利でお得な口座振替で!

保険料を当月末振替にすると月々50円の割引「早割」があります。また、その年度の保険料1年分または6カ月分をまとめて口座振替で納めると、さらに割引額が大きくなり大変お得です。

手続きは、津年金事務所または金融機関へ納付書、通帳、金融機関届け出印をご持参ください。

※保険料を追納する場合は口座振替は利用できません。

クレジットカード納付ができます

クレジットカード納付は、クレジットカードを提示して直接納付するのではなく、事前に申し込むと、以降、継続的にクレジットカード会社が日本年金機構に立替納付を行うものです。

手続きは、津年金事務所へクレジットカードと印鑑をご持参ください。なお、クレジットカード納付では口座振替の「早割」は適用されません。また6カ月前納、1年前納の割引額が現金納付の割引額となります。